

令和5年度

西東京市農業施策に関する意見

令和5年 11月 15日

西東京市農業委員会

西東京市におかれましては、第2次西東京市農業振興計画中間見直しに基づき、各種の農業振興施策に取り組まれているものと承知しております。

令和4年度の特産生産緑地指定申請が対象となる生産緑地の9割を超え、また、都市農地貸借円滑化法による貸借も確実な増加が見られており、今後はこれら制度をいかした上で農地の利活用促進と担い手確保・育成に向けた取組みを一層進めることが重要となっている中で、市内の農業者の代表である農業委員会としては、農業者の意見に基づいた効果的な支援を、継続的に行っていくことも役割であると考えております。

本市の貴重な農業及び農地を将来に渡り守っていくため、市と農業委員会は連携して、都市農業の振興を通じた地域の発展を目指さなければならないと考えております。

つきましては、西東京市に対し、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1 都市農地貸借円滑化法等を活用した農地の貸借について

昨年度から本格的に、都市農地貸借円滑化法等を活用した農地の貸借や、農業者が自ら市民農園等を開設して、都市農地の保全に努めている。

今後も継続して、制度を活用し都市農地が保全されるよう農地の貸借等に努めること。

2 農地の保全・継続につながる農業経営への支援について

小規模ながら意欲的に農業経営向上に励む農業者や、独自の農業を揺ぎなく継承している農業者について、農地の保全・継続につながる農業経営の支援に努めること。

3 都市農業に対する市民理解の促進について

農地の有する多面的機能の周知や、農業及び農地、農業者に対する理解を促進するため、市報等を活用した広報や、市民が農業と触れ合う機会の創出、地産地消を推進する事業などの施策に取り組むこと。

4 有機フッ素化合物による農業への影響等に対する情報提供について

都内各所の河川や地下水から環境や人体への影響が懸念される「有機フッ素化合物 (PFAS)」が検出されたことから、国も実態の把握に取り組んでいるが、西東京市においても農業委員会に対して、正確な情報提供を行うこと。

令和5年11月15日

西東京市長 池澤 隆史 様

西東京市農業委員会 会長 保谷 隆司